

刑事訴訟法

左：誤、右：正

【平成19年】模範答案3頁・10行目

イ。また、上述した <u>P、Q</u> 及び <u>R</u> 駐車場の周辺状況からすると、自動車の放火が周囲の木造住宅への延焼にまで発展する危険性もあり、事件として極めて重大である。	イ。また、上述した <u>S、T</u> 及び <u>U</u> 駐車場の周辺状況からすると、自動車の放火が周囲の木造住宅への延焼にまで発展する危険性もあり、事件として極めて重大である。
---	---

【平成20年】模範答案6頁・20行目

<u>覚せい剤の覚醒剤</u> の隠匿・破棄に及ぶという現実的可能性が認められる。	<u>覚せい剤</u> の隠匿・破棄に及ぶという現実的可能性が認められる。
---	---------------------------------------

【平成29年】模範答案7頁・11行目

証拠2には、甲が丁から密売用の覚せい剤を仕入れていたという趣旨の甲証言と矛盾する、 <u>密売用の覚せい剤を定期的に</u> 甲の知り合いの暴力団組員は「丁ではない」という甲の供述が録取されている。そのため、証拠2は328条の弾劾「証拠」に当たる。	証拠2には、甲が丁から密売用の覚せい剤を仕入れていたという趣旨の甲証言と矛盾する、 <u>密売用の覚せい剤を定期的に仕入れていた</u> 甲の知り合いの暴力団組員は「丁ではない」という甲の供述が録取されている。そのため、証拠2は328条の弾劾「証拠」に当たる。
--	--

【令和1年】模範答案2頁・13行目

ア。逮捕後の事情変化がないことから、甲には、本件横領「を犯したことを疑うに足りる相当な理由」(207条19項本文、60条1項柱書)、「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」(60条1項3号)もある。	ア。逮捕後の事情変化がないことから、甲には、本件横領「を犯したことを疑うに足りる相当な理由」(207条 <u>1項</u> 本文、60条1項柱書)、「逃亡すると疑うに足りる相当な理由」(60条1項3号)もある。
---	---